# 新潟県臨時的任用職員募集のお知らせ

令和８年１１月２５日
新潟県上越地域振興局
児童・障害者相談センター

| | |
|---|---|
| 受付期間 | 令和８年１１月２５日（水）～令和８年１２月８日（火） |
| 考 査 日 | 令和８年１２月１０日（木） |

**上越地域振興局 児童・障害者相談センター で勤務する臨時的任用職員（福祉行政）を募集します。**

・**臨時的任用職員**：　正規職員の産前産後休暇・育児休業等により代替職員が必要な場合などに期限付きで採用する職員で、原則として正規職員と同様の業務に従事します。

・**勤務予定期間**：令和９年１月１日から令和９年 11 月４日
※下記３（３）のエの確認に関連して、採用時期が予定よりも遅れる場合があります。
※代替職員を必要とする理由が消滅した場合は、採用されなかったり、採用されても途中で退職していただくことがありますので、あらかじめご承知おきください。

## １　採用職種・人数等

| 職　種 | 人数 | 業　務　内　容 | 勤　務　場　所 |
|---|---|---|---|
| 福祉行政 | １人 | 児童相談所における児童・障害者の調査、社会診断及び相談、指導に関する業務　等 | 上越市春日山町 3-4-17<br>上越地域振興局<br>児童・障害者相談センター |

## ２　応募の資格

(1) 資格又は免許等

| 職　　種 | 資　格　要　件 |
|---|---|
| 福祉行政 | 次の各号のいずれかに該当し、パソコンを活用して文書作成ができる人<br>ア　社会福祉法第 19 条に定める社会福祉主事の任用資格を有する人<br>イ　学校教育法による大学（短期大学を除く）の専門課程において、心理学に関する科目を履修して卒業した人 |

※ 採用の日までに要件の資格を取得見込みの人・卒業見込みの人も応募できますが、 資格等を取得できなかった場合・卒業できなかった場合は採用されません。

(2) その他

ア　当所で臨時的任用職員として勤務できる年数は連続して３年（技術職にあっては５年）までとなりますので、当所で臨時的任用職員としての勤務が連続３年（技術職として５年）を超える見込みの人は応募できません。

イ　次のいずれかに該当する人は受験できません。

(ア)拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

(イ) 新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人

(ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

(エ) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

## ３　考査の実施

(1) 考査当日の受付

| 日　　時 | 受　付　会　場 | 住所・電話番号 |
|---|---|---|
| 令和８年 12 月 10 日（木）<br>時間については、応募を受け次第別途連絡します。 | 上越地域振興局健康福祉環境部<br>総務福祉課 | 上越市春日山町 3-8-34<br>TEL　025-524-6133 |

(2) 選考考査の方法

| 項　　目 | 内　　容 |
|---|---|
| 面接考査<br>〔受付後、宣誓書に署名していただきます。〕 | 臨時的任用職員として、職務への適性等について、一人ずつ順番に面接を行います。 |

(3) 受験に当たっての留意事項

ア　当日は、受付時間に会場へおいでください。遅刻者は受験できません。

イ　黒のボールペンを必ず持参してください。

ウ　ごみは、各自持ち帰ってください。

エ　令和８年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律に基づき、特定性犯罪の前科の有無の確認（犯罪事実確認）が必要となります。確認の結果、特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）には、児童対象性暴力等の防止のための措置を講じる必要があります。

このため、採用までの間に、誓約書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認することとし、その結果、特定性犯罪の前科を有することが判明した場合も、採用を行いません。

## ４　考査結果（合否）の通知

選考考査の結果（合否）は、令和８年 12 月下旬に郵送で通知します。

## ５　考査結果の情報提供

この考査の結果については、次のとおり情報提供を求めることができます。提供を希望する場合は、受験者本人が、合否通知書を必ず持参の上、直接提供場所へおいでください。

なお、電話等による請求では提供できません。

| 提供請求できる人 | 提供内容 | 提供期間 | 提供時間 | 提供場所 |
|---|---|---|---|---|
| 選考考査の受験者 | 選考考査の総合ランク | 選考考査の結果（合否）通知日から１か月間（土・日、祝日を除く） | 午前８時 30 分から午後５時 15 分まで | 上越地域振興局健康福祉環境部 |

## ６　勤務予定期間

令和９年１月１日～令和９年 11 月４日

※上記３(３)のエの確認に関連して、採用時期が予定よりも遅れる場合があります。

※代替職員を必要とする理由が消滅した場合は、採用されなかったり、採用中で退職していただくことがありますので、あらかじめご承知おきください。

## ７　勤務条件

### (1) 勤務時間等

ア　勤 務 日　月曜日から金曜日まで

イ　勤務時間　午前８時 30 分から午後５時 15 分まで（休憩時間：正午から午後１時まで）

※基本的には上記のとおりですが、月１～２回程度、土日勤務及び遅番勤務(午後０時 30 分から午後９時 15 分まで)があります。

### (2) 給料

学歴、勤務経験等によって異なりますが、大学新卒者（22 歳）の場合、概ね月額 220,000 円です。

### (3) 諸手当

ア　時間外勤務手当、休日給を支給します。

イ　地域手当、勤務期間等に応じて期末手当及び勤勉手当が支給されるほか、状況により通勤手当、住居手当（借家・借間の場合に限る。）等が支給されます。

ウ　期末手当、勤勉手当については、勤務期間に応じて支給します。

### (4) その他

臨時的任用職員は、地方公務員法又は地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき任用される地方公務員であるため、正規職員と同様、次のような行為は禁止されています。

〔例〕・　職務上知り得た秘密を漏らすこと

・　許可なく公務以外の営利性のある事業に従事すること　等

## ８　申込手続

| | |
|---|---|
| (1)申込方法 | 次のいずれかの方法により、申込書類を下記(５)の申込先まで持参又は郵送してください。<br>ア　ハローワークを通じて申し込む場合<br>(ｱ)　市販の履歴書に必要事項を記入し、顔写真を貼付したもの<br>(ｲ)　ハローワークから交付される紹介状<br>イ　県に直接申し込む場合<br>市販の履歴書に必要事項を記入し、顔写真を貼付したもの<br>※　面接時間を電話で連絡しますので、履歴書には常時連絡がとれる電話番号を必ず記載してください。<br>※　郵送で申込書を提出する場合は、封筒の表に「臨時的任用職員（福祉行政）採用選考考査申込」と朱書きし、必ず簡易書留等確実な方法で送付してください。 |
| (2)添付書類 | 「資格要件」を証明する書類が必要ですので、次のいずれかを必ず添付してください。<br>① 資格を証明する書類（原本）<br>② 卒業・成績証明書（原本） |
| (3)申込受付期間 | 令和８年１１月２５日（水）から令和８年１２月８日（火）まで<br>※郵送の場合、令和８年１２月８日（水）必着とさせていただきます。 |
| (4)持参の場合の申込受付時間 | 午前８時 30 分から午後５時 15 分まで<br>ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 |
| (5)問い合わせ先及び申込先 | 新潟県上越地域振興局健康福祉環境部　総務福祉課<br>〒943-0807　上越市春日山町 3-8-34<br>電話　025-524-6133 |

# 考査会場案内図




・最寄の下車駅
えちごトキめき鉄道春日山駅下車徒歩約 10 分
・タクシーの場合
直江津駅からタクシーで約 10 分
・バスの場合
頸城バス　上越大通り線「木田」停留所下車後徒歩約 10 分
・自家用車の場合
国道 8 号線石橋交差点より上越大通り（県道上越脇野田新井線）を直進し木田交差点右折、えちごトキめき鉄道踏切通過後左折 100 メートル